

臨時職員の登録及び募集について

臨時職員を採用するため、登録制を開始いたします。
登録は随時行っております。

また、現在一般事務職及び技術職（保健師）の臨時職員を募集しています。

◎登録について

◆登録職種

- ・一般事務職
- ・技術職（保健師・看護師・介護支援専門員等の国家資格を有する者）

◆手続等

- ・臨時職員登録書（総務課備え付け）と履歴書（一般用）を提出して登録となります。
- ・登録は通年において受付しています。また、登録の有効期限は、届出の年度（1年間）として、毎年度更新が必要となります。

問 合 せ 総務課（内線 231）

◎募集について

◆募集職種及び人員

・一般事務職	3 名
・技術職（保健師）	1 名

◆募集期限 平成20年5月30日まで

◆雇用条件

《一般事務職》

雇 用 時 間	随時（臨時職員を必要とするとき）
雇 用 期 間	業務上必要な期間（雇用の更新を含め最長1年間）
勤 務 日 数	週5日
勤 務 時 間	一般的な勤務時間（午前8時30分～午後5時30分）
基 本 賃 金	時給 775円 日給 6,200円
交 通 費	通勤に要する運賃等の額を規定に基づき支給
健康保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入（短期間雇用又は短時間勤務の場合を除く）
年 齢 要 件	50歳未満
そ の 他	パソコンを使用できること。

《技術職（保健師）》

雇 用 時 間	随時（臨時職員を必要とするとき）
雇 用 期 間	業務上必要な期間（雇用の更新を含め最長1年間）
勤 務 日 数	週5日
勤 務 時 間	一般的な勤務時間（午前8時30分～午後5時30分）
基 本 賃 金	時給 1,000円 日給 8,000円
交 通 費	通勤に要する運賃等の額を規定に基づき支給
健康保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入（短期間雇用又は短時間勤務の場合を除く）
年 齢 要 件	50歳未満
そ の 他	パソコンを使用できること。

大洗町議会報告会の開催について

4月22日から町内9会場におきまして、大洗町議会報告会を開催いたします。議会の活動に対しての意見や町政に対する提言をお聞かせください。多くの皆様の参加をお待ちしております。※午後7時から9時まで

出席議員 日 程	小野瀬、小松崎 (七)、今関、関 根、今村	柴田、石田、菊 地、小松崎(力)、 和田	國井、山戸、坂 本、勝村、田山
4月22日	商 工 会 館	堀 割 集 会 所	寺釜堀川集会所
4月23日	松川集落センター	農 業 会 館	角 一 集 会 所
4月24日	東光台集会所	祝 町 集 会 所	明神町集会所

問 合 せ 議会事務局（内線 302）

「いばらき営農塾」受講者募集

講義と実習により農業技術の基礎知識を体系的に学べる研修を行います。

今回は、定年帰農者等支援研修・水稻入門コースと営農支援研修をお知らせします。

期 日 平成20年6月～10月

時 間 原則、平日の夜間と土曜日の日中

対 象 ・定年帰農者等支援研修・水稻入門コース
農産物を販売し収入を得ようとする概ね65歳までの方
・営農支援研修

本格的な農業経営を目指す概ね45歳までの方
茨城県内で近く農業を始める方や農業を始め
て間もない方。

人 数 各コース40名

場 所 県立農業大学校（東茨城郡茨城町長岡4070-186）

料 金 受講料は無料。テキストなどは自己負担。

申込方法 居住地を管轄する農業改良普及センターを経
由して、県立農業大学校に申し込んでくださ
い。申込者多数の場合は、選考の上、決定さ
せていただきます。

申込締切 平成20年5月30日(金) 必着

問 合 せ 県立農業大学校研修科 ☎ 292-0010

新入学児童・園児の交通事故防止

入学前の交通安全チェック。

①通学路 ②横断場所 ③危険箇所 ④交通ルール
⑤持ち物

交通事故は最も身近な危険です。安全運転をお願い
します。

問 合 せ 警察本部交通企画課

☎ 301-0110（内線 5021・5022）

小学生～高校生のための 夏休み海外派遣 参加者募集！

内 容 ホームステイ、ボランティア、文化交流、学
校体験、英語研修、地域見学、野外活動など

派 遣 先 米国、英国、豪州、カナダ、シンガポール、
サイパン、カンボジア、フィジー

日 程 7月25日(金)～8月17日(日)
8～19日間 ※事業により異なる

対 象 小3～高3の方まで

参 加 費 17.5～49.8万円

締 切 6月6日(金)及び20日(金) ※事業により異なる

問合せ・資料請求 (財)国際青少年研修協会

☎ 03-3359-8421 FAX 03-3354-2207

「電波のルールを守りましょう」

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用保護
旬間」として、電波を正しく利用していただくための周
知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化しています。
ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、
携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無
線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を
与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを
守り、正しく使いましょう。

問 合 せ 関東総合通信局

不法無線局による混信・妨害 ☎ 03-6232-1939

テレビ・ラジオの受信障害 ☎ 03-6232-1945

放送相談(地上デジタル放送) ☎ 03-6238-1944